

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p data-bbox="507 384 961 430">施設工事施工管理要領</p> <p data-bbox="596 1234 869 1281">令和4年7月</p> <p data-bbox="489 1417 988 1640">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1718 384 2172 430">施設工事施工管理要領</p> <p data-bbox="1807 1234 2080 1281">令和6年7月</p> <p data-bbox="1700 1417 2199 1640">東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月

改定等履歴

改定等年月	種別	改定等概要
令和4年7月	制定	新規制定

本要領の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社 令和4年7月  
 中日本高速道路株式会社 令和4年7月  
 西日本高速道路株式会社 令和4年7月

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

改定等履歴

改定等年月	種別	改定等概要
令和4年7月	制定	新規制定
令和6年7月	改定	各種規定の見直し

本要領の適用は以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社 令和6年7月  
 中日本高速道路株式会社 令和6年7月  
 西日本高速道路株式会社 令和6年7月

備考

目次

第1章	総則	1
1-1	適用範囲	1
1-2	用語の定義	1
1-3	施工管理の意義	1
1-4	検査項目の変更等	2
1-5	検査結果の反映	2
1-6	一般事項	2
1-7	関係図書の準用	3
第2章	共通工事	4
2-1	全般	4
2-2	仮設工事	5
2-3	土工事	6
2-4	地業工事	9
2-5	基礎工事	9
2-6	建柱工事	12
2-7	塗装工事	12
2-8	スリーブ工事	13
2-9	配管配線工事	13
2-10	機器据付工事	23
2-11	接地工事	24
2-12	避雷針工事	27
2-13	あと施工アンカー工事	28
2-14	耐震設計	29
2-15	無収縮モルタル工事	30
2-16	二重の安全対策工事	31
2-17	ゆるみ止めナット	33
2-18	保護協調	33
2-19	積算計器	34
2-20	機器の電蝕防止	34
2-21	立会い及び検査	34
2-22	出来形管理基準及び規格値	35
2-23	品質管理基準及び規格値	35
2-24	施工管理のチェックシート	36
	(電気通信工事編)	37
第3章	受配電設備工事	38
3-1	機材	38

目次

第1章	総則	1
1-1	適用範囲	1
1-2	用語の定義	1
1-3	施工管理の意義	1
1-4	検査項目の変更等	2
1-5	検査結果の反映	2
1-6	一般事項	2
1-7	関係図書の準用	3
第2章	共通工事	4
2-1	全般	4
2-2	仮設工事	5
2-3	土工事	6
2-4	地業工事	9
2-5	基礎工事	9
2-6	建柱工事	12
2-7	塗装工事	13
2-8	スリーブ工事	13
2-9	配管配線工事	13
2-10	機器据付工事	23
2-11	接地工事	26
2-12	避雷針工事	28
2-13	あと施工アンカー工事	30
2-14	耐震設計	31
2-15	無収縮モルタル工事	32
2-16	二重の安全対策工事	33
2-17	ゆるみ止めナット	35
2-18	保護協調	35
2-19	積算計器	35
2-20	機器の電蝕防止	35
2-21	立会い及び検査	35
2-22	出来形管理基準及び規格値	36
2-23	品質管理基準及び規格値	36
2-24	施工管理のチェックシート	37
	(電気通信工事編)	38
第3章	受配電設備工事	39
3-1	機材	39

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月		備考
3-2	施工.....	38	39	
3-3	立会い及び検査.....	42	43	
3-4	出来形管理基準及び規格値.....	43	44	
3-5	品質管理基準及び規格値.....	44	45	
3-6	施工管理のチェックシート.....	44	45	
第4章	自家発電設備工事.....	45	46	
4-1	機材.....	45	46	
4-2	施工.....	45	46	
4-3	立会い及び検査.....	48	49	
4-4	出来形管理基準及び規格値.....	49	50	
4-5	品質管理基準及び規格値.....	49	50	
4-6	施工管理のチェックシート.....	50	51	
第5章	直流電源・無停電電源設備工事.....	51	52	
5-1	機材.....	51	52	
5-2	施工.....	51	52	
5-3	立会い及び検査.....	53	54	
5-4	出来形管理基準及び規格値.....	54	55	
5-5	品質管理基準及び規格値.....	54	55	
5-6	施工管理のチェックシート.....	55	56	
第6章	道路照明設備工事.....	56	57	
6-1	機材.....	56	57	
6-2	施工.....	56	57	
6-3	立会い及び検査.....	58	59	
6-4	出来形管理基準及び規格値.....	59	60	
6-5	品質管理基準及び規格値.....	60	61	
6-6	施工管理のチェックシート.....	60	61	
第7章	トンネル照明設備工事.....	61	62	
7-1	機材.....	61	62	
7-2	施工.....	61	62	
7-3	立会い及び検査.....	63	65	
7-4	出来形管理基準及び規格値.....	64	66	
7-5	品質管理基準及び規格値.....	65	67	
7-6	施工管理のチェックシート.....	66	67	
第8章	可変式道路情報板設備工事.....	67	68	
8-1	機材.....	67	68	
8-2	施工.....	67	68	
8-3	立会い及び検査.....	68	70	
8-4	出来形管理基準及び規格値.....	69	71	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月			【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月			備考
8-5	品質管理基準及び規格値	70	8-5	品質管理基準及び規格値	73	
8-6	施工管理のチェックシート	70	8-6	施工管理のチェックシート	73	
第9章	可変式速度規制標識設備工事	71	第9章	可変式速度規制標識設備工事	74	
9-1	機材	71	9-1	機材	74	
9-2	施工	71	9-2	施工	74	
9-3	立会い及び検査	72	9-3	立会い及び検査	75	
9-4	出来形管理基準及び規格値	73	9-4	出来形管理基準及び規格値	76	
9-5	品質管理基準及び規格値	73	9-5	品質管理基準及び規格値	76	
9-6	施工管理のチェックシート	74	9-6	施工管理のチェックシート	77	
第10章	気象観測設備工事	75	第10章	気象観測設備工事	78	
10-1	機材	75	10-1	機材	78	
10-2	施工	75	10-2	施工	78	
10-3	立会い及び検査	77	10-3	立会い及び検査	80	
10-4	出来形管理基準及び規格値	78	10-4	出来形管理基準及び規格値	81	
10-5	品質管理基準及び規格値	80	10-5	品質管理基準及び規格値	83	
10-6	施工管理のチェックシート	80	10-6	施工管理のチェックシート	83	
第11章	交通量計測設備工事	81	第11章	交通量計測設備工事	84	
11-1	機材	81	11-1	機材	84	
11-2	施工	81	11-2	施工	84	
11-3	立会い及び検査	83	11-3	立会い及び検査	86	
11-4	出来形管理基準及び規格値	84	11-4	出来形管理基準及び規格値	87	
11-5	品質管理基準及び規格値	86	11-5	品質管理基準及び規格値	89	
11-6	施工管理のチェックシート	86	11-6	施工管理のチェックシート	89	
第12章	移動無線設備工事	87	第12章	移動無線設備工事	90	
12-1	機材	87	12-1	機材	90	
12-2	施工	87	12-2	施工	90	
12-3	立会い及び検査	89	12-3	立会い及び検査	92	
12-4	出来形管理基準及び規格値	91	12-4	出来形管理基準及び規格値	94	
12-5	品質管理基準及び規格値	92	12-5	品質管理基準及び規格値	95	
12-6	施工管理のチェックシート	95	12-6	施工管理のチェックシート	98	
第13章	ラジオ再放送設備工事	96	第13章	ラジオ再放送設備工事	99	
13-1	機材	96	13-1	機材	99	
13-2	施工	96	13-2	施工	99	
13-3	立会い及び検査	97	13-3	立会い及び検査	100	
13-4	出来形管理基準及び規格値	99	13-4	出来形管理基準及び規格値	102	
13-5	品質管理基準及び規格値	100	13-5	品質管理基準及び規格値	103	
13-6	施工管理のチェックシート	101	13-6	施工管理のチェックシート	104	
第14章	CCTV設備工事	102	第14章	CCTV設備工事	105	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月			【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月			備考
14-1	機材	102	14-1	機材	105	
14-2	施工	102	14-2	施工	105	
14-3	立会い及び検査	103	14-3	立会い及び検査	106	
14-4	出来形管理基準及び規格値	105	14-4	出来形管理基準及び規格値	108	
14-5	品質管理基準及び規格値	106	14-5	品質管理基準及び規格値	109	
14-6	施工管理のチェックシート	106	14-6	施工管理のチェックシート	109	
第15章	ハイウェイラジオ設備工事	107	第15章	ハイウェイラジオ設備工事	110	
15-1	機材	107	15-1	機材	110	
15-2	施工	107	15-2	施工	110	
15-3	立会い及び検査	108	15-3	立会い及び検査	111	
15-4	出来形管理基準及び規格値	110	15-4	出来形管理基準及び規格値	113	
15-5	品質管理基準及び規格値	111	15-5	品質管理基準及び規格値	114	
15-6	施工管理のチェックシート	111	15-6	施工管理のチェックシート	114	
第16章	伝送交換設備工事	112	第16章	伝送交換設備工事	115	
16-1	機材	112	16-1	機材	115	
16-2	施工	112	16-2	施工	115	
16-3	立会い及び検査	113	16-3	立会い及び検査	116	
16-4	出来形管理基準及び規格値	114	16-4	出来形管理基準及び規格値	117	
16-5	品質管理基準及び規格値	114	16-5	品質管理基準及び規格値	117	
16-6	施工管理のチェックシート	116	16-6	施工管理のチェックシート	119	
第17章	路中間情報設備工事	117	第17章	路中間情報設備工事	120	
17-1	機材	117	17-1	機材	120	
17-2	施工	117	17-2	施工	120	
17-3	立会い及び検査	118	17-3	立会い及び検査	121	
17-4	出来形管理基準及び規格値	119	17-4	出来形管理基準及び規格値	122	
17-5	品質管理基準及び規格値	120	17-5	品質管理基準及び規格値	123	
17-6	施工管理のチェックシート	120	17-6	施工管理のチェックシート	123	
第18章	情報ターミナル設備工事	121	第18章	情報ターミナル設備工事	124	
18-1	機材	121	18-1	機材	124	
18-2	施工	121	18-2	施工	124	
18-3	立会い及び検査	122	18-3	立会い及び検査	125	
18-4	出来形管理基準及び規格値	123	18-4	出来形管理基準及び規格値	126	
18-5	品質管理基準及び規格値	124	18-5	品質管理基準及び規格値	127	
18-6	施工管理のチェックシート	124	18-6	施工管理のチェックシート	127	
第19章	遠方監視制御設備工事	125	第19章	遠方監視制御設備工事	128	
19-1	機材	125	19-1	機材	128	
19-2	施工	125	19-2	施工	128	
19-3	立会い及び検査	125	19-3	立会い及び検査	128	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月		備考		
19-4	出来形管理基準及び規格値.....	126	19-4	出来形管理基準及び規格値.....	129	
19-5	品質管理基準及び規格値.....	127	19-5	品質管理基準及び規格値.....	130	
19-6	施工管理のチェックシート.....	127	19-6	施工管理のチェックシート.....	130	
第20章	E T C設備工事.....	128	第20章	E T C設備工事.....	131	
20-1	機材.....	128	20-1	機材.....	131	
20-2	施工.....	128	20-2	施工.....	131	
20-3	立会い及び検査.....	130	20-3	立会い及び検査.....	133	
20-4	出来形管理基準及び規格値.....	132	20-4	出来形管理基準及び規格値.....	135	
20-5	品質管理基準及び規格値.....	134	20-5	品質管理基準及び規格値.....	137	
20-6	施工管理のチェックシート.....	136	20-6	施工管理のチェックシート.....	139	
	(機械設備工事編).....	137		(機械設備工事編).....	140	
第21章	トンネル非常用設備工事.....	138	第21章	トンネル非常用設備工事.....	141	
21-1	機材.....	138	21-1	機材.....	141	
21-2	施工.....	140	21-2	施工.....	143	
21-3	立会い及び検査.....	144	21-3	立会い及び検査.....	147	
21-4	出来形管理基準及び規格値.....	145	21-4	出来形管理基準及び規格値.....	148	
21-5	品質管理基準及び規格値.....	146	21-5	品質管理基準及び規格値.....	150	
21-6	施工管理のチェックシート.....	147	21-6	施工管理のチェックシート.....	151	
第22章	トンネル換気設備工事.....	148	第22章	トンネル換気設備工事.....	152	
22-1	機材.....	148	22-1	機材.....	152	
22-2	施工.....	148	22-2	施工.....	152	
22-3	立会い及び検査.....	150	22-3	立会い及び検査.....	154	
22-4	出来形管理基準及び規格値.....	152	22-4	出来形管理基準及び規格値.....	156	
22-5	品質管理基準及び規格値.....	153	22-5	品質管理基準及び規格値.....	158	
22-6	施工管理のチェックシート.....	155	22-6	施工管理のチェックシート.....	160	
第23章	重量計等取締機器設備工事.....	156	第23章	重量計等取締機器設備工事.....	161	
23-1	軸重計.....	156	23-1	軸重計.....	161	
23-2	車重計.....	157	23-2	車重計.....	163	
23-3	立会い及び検査.....	159	23-3	立会い及び検査.....	165	
23-4	出来形管理基準及び規格値.....	161	23-4	出来形管理基準及び規格値.....	166	
23-5	品質管理基準及び規格値.....	162	23-5	品質管理基準及び規格値.....	167	
23-6	施工管理のチェックシート.....	162	23-6	施工管理のチェックシート.....	167	
別添資料1-1	施工前手続きに必要な申請・届出等リスト		別添資料1-1	施工前手続きに必要な申請・届出等リスト		
別添資料1-2	法令関係の略称		別添資料1-2	法令関係の略称		
別添資料2	施工管理のチェックシート		別添資料2	施工管理のチェックシート		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
	<p data-bbox="1389 632 2496 768">以降に示す改定内容については、「別添資料 2 施工管理のチェックシート」においても同様に改定するものであるため、別添資料 2 の改定内容は本新旧対照比較表からは除くものとする。</p>	



【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第2章 共通工事</p> <p>2-1 全般</p> <p>(中略)</p> <p>2-1-2 施工調整</p> <p>(中略)</p> <p>3) 他の工事受注者と作業範囲が重複する<del>場合</del>、事前に配管、基礎、アンカーボルト等を施工する必要がある場合は、監督員と<del>工事範囲</del>及び施工方法について協議の上、<del>他の工事受注者と工事内容</del>について調整を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>7) 発注者が準備する通信回線を使用せずに電気通信事業者が提供する<del>特定顧客</del>専用線を使用する場合は、電気通信事業者と作業対象範囲や回線の開通工事日等の調整を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2-2 仮設工事</p> <p>(中略)</p> <p>2-2-1 作業床等</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>3) 7m以上の高さから物体を投下する場合、現場周辺の通行人や隣家への危害を防止するために金網、難燃処理した帆布等の防護措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	<p>第2章 共通工事</p> <p>2-1 全般</p> <p>(中略)</p> <p>2-1-2 施工調整</p> <p>(中略)</p> <p>3) 他の工事受注者と作業範囲が重複し、事前に配管、基礎、アンカーボルト等を施工する必要がある場合は、<del>他の工事受注者の工事内容を確認し</del>、監督員と<del>工程調整</del>及び施工方法について協議を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>7) 発注者が準備する通信回線を使用せずに電気通信事業者が提供する専用線を使用する場合は、電気通信事業者と作業対象範囲や回線の開通工事日等の調整を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>2-2 仮設工事</p> <p>(中略)</p> <p>2-2-1 作業床等</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>3) 7m以上の高さから物体を投下する場合、<del>本章2-2-1(1)2)の措置に加え</del>、現場周辺の通行人や隣家への危害を防止するために金網、難燃処理した帆布等の防護措置を講じる。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-3 土工事</p> <p>(中略)</p> <p>2-3-1 施工前段階</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>2) 掘削が複数日に渡る場合で、掘削作業が完了して他の場所へ移動する時は、異常気象等に備え、シート、土のうを準備し掘削箇所を養生する。併せて危険表示、立入防止柵、養生等の安全対策を実施する。</p> <p>2-3-2 作業機械</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>2) 機械掘削が必要な場合、当該機械の転倒又は転落により作業員等に危険が生ずるおそれのある場合又は作業半径内への立入防止策を講じられない場合は、必ず誘導員を配置しオペレータは誘導員の指示に従い作業を行う。</p> <p>2-3-3 掘削</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p>	<p>2-3 土工事</p> <p>(中略)</p> <p>2-3-1 施工前段階</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>2-3-2 作業機械</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>2) 機械掘削が必要な場合、当該機械の転倒又は転落により作業員等に危険が生ずるおそれのある場合又は作業半径内への立入防止策を講じられない場合は、必ず誘導者を配置しオペレータは誘導者の指示に従い作業を行う。</p> <p>2-3-3 掘削</p> <p>(1) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>7) 掘削が複数日に渡る場合で、掘削作業が完了して他の場所へ移動する時は、異常気象等に備え、シート、土のうを準備し掘削箇所を養生する。併せて危険表示、立入防止柵、養生等の安全対策を実施する。</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-9 配管配線工事</p> <p>2-9-1 配管</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>2) ケーブルラック</p> <p>(中略)</p> <p>b) トンネル及び屋外のケーブルラックを支持金物で支持する場合は、設計図書又は「<b>会社ケーブルラック及び支持金具標準仕様書</b>」による。</p> <p>3) 管路</p> <p>(中略)</p> <p>c) 電力用管路の埋設深さは、<b>建屋周辺、歩道部分、SA、PA等の園地等は、600mm以上、その他は300mm以上とする。</b></p> <p>d) 道路横断部（駐車場を含む）は、路床から300mm以上とする。<b>ただし、路面から最低600mmは確保する。</b></p> <p>(中略)</p> <p>8) 樹脂製ケーブルトラフ 樹脂製ケーブルトラフは、ケーブル条数やケーブル径から計算してダクトサイズを選定すると蓋が閉まらないケースがあるため、施工に先立ち、ケーブル敷設状況を考慮したダクトサイズとなっているかを確認する。</p> <p>9) ハンドホール、マンホール本体</p> <p>(中略)</p> <p>e) <b>すべてのハンドホールには、ハンドホール蓋の落下防止金具を取付ける。</b></p>	<p>2-9 配管配線工事</p> <p>2-9-1 配管</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>2) ケーブルラック</p> <p>(中略)</p> <p>b) トンネル及び屋外のケーブルラックを支持金物で支持する場合は、設計図書又は<b>機材仕様書集</b>による。</p> <p>3) 管路</p> <p>(中略)</p> <p>c) 電力用管路の埋設深さは、<b>一般土工部において300mm以上とする。</b></p> <p>d) 道路横断部（駐車場を含む）は、路床から300mm以上とする。</p> <p>(中略)</p> <p>8) 樹脂製ケーブルトラフ 樹脂製ケーブルトラフは、ケーブル条数やケーブル径から計算してダクトサイズを選定すると蓋が閉まらないケースがあるため、施工に先立ち、ケーブル敷設状況を考慮したダクトサイズとなっているかを確認する。<b>また、現地状況を確認し適正な箇所に排水機能を設けることを検討する。</b></p> <p>9) ハンドホール、マンホール本体</p> <p>(中略)</p> <p>e) <b>通信幹線用ハンドホールには鋳鉄蓋の受枠に落下防止柵を設ける。なお、落下防止柵を設ける蓋の種別は「会社電気通信用ハンドホール蓋標準仕様書」を参照するものとする。</b></p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>(中略)</p> <p>2-9-2 配線</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 材料 使用する電線は、ビニル電線、EM-IE電線等とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 施工 1) ケーブル配線</p> <p>(中略)</p> <p>c) 電線・ケーブルの機器への接続は、機器とケーブルの接続が、設計図書又は施工図どおりであること、電源側・負荷側の配線色に誤りがないこと、<b>屋外接続時に防水処理が確実に</b>行われているか監督員立会いの下、確認を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>6) 盤内配線 a) 端子台に取付け時の<b>N</b>相の接続については、電気標準仕様書の電線の色別とする。電気標準仕様書と機材仕様書集（受配電設備）が適用するJEM（日本電機工業会規格）では、配線色の規定が異なることから、境界となる端子台において、端子<b>側</b>は保守上の取り外しを考慮しキャップ又はチューブで表示するとともに併せて電線色を確認出来る状態とする。</p> <p>(中略)</p> <p>11) ケーブル接続（電力） a) 電源ケーブル接続後、負荷側に電源供給する前に、検相器等を用いて入力側の相<b>回転</b>と相違がないかを確認する。 b) ケーブル接続時、防湿用レジンがモールドケースから空気が追い出され、レジンがあふれるま</p>	<p>(中略)</p> <p>2-9-2 配線</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 材料 使用する電線は、<b>設計図書</b>による。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 施工 1) ケーブル配線</p> <p>(中略)</p> <p>c) 電線・ケーブルの機器への接続は、機器とケーブルの接続が、設計図書又は施工図どおりであること、電源側・負荷側の配線色に誤りがないこと<b>及び屋外接続時に防水処理（絶縁・防水機能を有するテープ巻き）の実施及び水切りを設けるように入線されているか</b>監督員立会いの下、確認を行う。<b>なお、コネクタ接続の場合は、半挿入となっていないことを確認する。</b></p> <p>(中略)</p> <p>6) 盤内配線 a) 端子台に取付け時の<b>各相</b>の接続については、電気標準仕様書の電線の色別とする。<b>なお</b>、電気標準仕様書と機材仕様書集（受配電設備）が適用するJEM（日本電機工業会規格）では、配線色の規定が異なることから、<b>受配電設備との境界</b>となる端子台において、<b>2次側</b>の端子は保守上の取り外しを考慮しキャップ又はチューブで<b>1次側と同色</b>を表示するとともに併せて電線色を確認出来る状態とする。</p> <p>(中略)</p> <p>11) ケーブル接続（電力） a) <b>三相交流回路において</b>、電源ケーブル接続後、負荷側に電源供給する前に、検相器等を用いて入力側の相<b>順</b>と相違がないかを確認する。 b) <b>レジンモールド工法により接続する場合には、次の事項を実施する。</b></p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>で充填する。</p> <p>c) <del>レジンモールド工法により接続する場合には、</del>接続部分がモールドケース内側に接触しない状態で防湿用レジンを注入する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 記録</p> <p>通信機械室等機器から各端末装置を通信ケーブルで接続したのち、表 2-5 に記載した確認項目について、測定結果の記録を行う。</p> <p>現地で加工した通信ケーブルを測定対象とし、機器付属の通信ケーブルは測定対象外とする。</p> <p>なお、測定対象の通信ケーブルのうち、LAN ケーブルやメタルケーブルは機器の現地試験項目で確認できるものに限り、現地試験の試験成績書で報告することができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>i) ケーブル接続時、防湿用レジンはモールドケースから空気が追い出され、レジンがあふれるまで充填する。</p> <p>ii) 接続部分がモールドケース内側に接触しない状態で防湿用レジンを注入する。</p> <p>c) 収縮チューブ工法により接続する場合には、すべての接続点で次の事項を実施する。</p> <p>i) 心線の圧着接続部に心線突出等の突起部がないことを確認する。</p> <p>ii) 心線接続部相互に接続材製造社が規定する間隔が確保されていることを確認する。</p> <p>iii) 心線接続部に施す絶縁テープ巻きに不備不足がないことを確認する。</p> <p>iv) チューブ収縮作業前に圧着接続部を写真撮影し、工事記録写真として記録保存する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 記録</p> <p>通信機械室等機器から各端末装置を通信ケーブルで接続したのち、表 2-5 に記載した確認項目について、測定結果の記録を行う。</p> <p>現地で加工した通信ケーブルを測定対象とし、機器付属の通信ケーブル及び機器間のインタフェース条件が接点信号である場合は測定対象外とする。</p> <p>なお、測定対象の通信ケーブルのうち、LAN ケーブルやメタルケーブルは機器の現地試験項目で確認できるものに限り、現地試験の試験成績書で報告することができる。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-10 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>2-10-1 施工前段階</p> <p>(中略)</p> <p>5) 現場調査時に、搬入経路や搬入口の扉の大きさ等を確認し搬入計画を作成する。</p> <p>(中略)</p> <p>2-10-2 機材搬入</p> <p>(中略)</p> <p>6) 建物内搬入時、搬入した機器及び材料や建物が損傷しないよう保護物をあてて養生する。</p> <p>(中略)</p>	<p>2-10 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>2-10-1 施工前段階</p> <p>(中略)</p> <p>5) 現場調査時に、<b>一般道を含めた</b>搬入経路や搬入口の扉の大きさ等を確認し搬入計画を作成する。</p> <p>(中略)</p> <p><b>7) 機器の据付に当たっては、あと施工アンカーボルトの再利用は行わないものとする。</b></p> <p><b>8) 建築限界線のとり方は、上限線は路面に平行とし、横方向限界線は片勾配が標準横断勾配（明り部本線：2.5%・トンネル部：2.0%）を超えるときには路面に垂直、勾配が標準横断勾配（明り部本線：2.5%・トンネル部：2.0%）以下のときは鉛直とする。</b></p> <p>2-10-2 機材搬入</p> <p>(中略)</p> <p>6) 建物内搬入時、搬入した機器及び材料や建物が損傷しないよう保護物をあてて養生する。<b>また、腰巻の工具等で建物、機器及び材料が損傷しないように注意する。</b></p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-11 接地工事</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>10) 接地極は、<b>施工性を考慮し</b>地面に垂直に埋設することを基本とするが、地質条件等により横置きにする場合は、空気だまりがないように敷き均しを行う。なお、接地抵抗低減材を使用する場合は、監督員の確認を受けて使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 試験</p> <p>1) 接地極埋設後、接地抵抗を測定する。ただし、構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極又は基礎接地極の場合における接地抵抗測定は、電圧降下法により行う。</p> <p>2) 接地抵抗の測定結果には、測定時における天候、気温、湿度を必ず記入する。</p> <p>(中略)</p>	<p>2-11 接地工事</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>10) 接地極は、地面に垂直に埋設することを基本とするが、地質条件等により横置きにする場合は、空気だまりがないように敷き均しを行う。なお、接地抵抗低減材を使用する場合は、監督員の確認を受けて使用する。</p> <p>(中略)</p> <p><b>14) 接地線を配線するにあたっては、必要以上に余長を設けないようにする。</b></p> <p>(4) 試験</p> <p>1) 接地極埋設後、接地抵抗を測定する。ただし、構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極又は基礎接地極の場合における接地抵抗測定は、電圧降下法により行う<b>ものとし、3電極法によることを基本とする。</b></p> <p>2) 接地抵抗の測定結果には、測定時における<b>日付</b>、天候、気温、湿度を必ず記入する。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-13 あと施工アンカー工事</p> <p>(1) 材料</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2) あと施工アンカーの性能確認試験は製造所の試験成績書を提出し、監督員の確認を受ける。</p> <p>(2) 施工</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 試験</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>b) 引張荷重は、電気通信設備工事共通仕様書 第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 「機器の固定」・3-4-4-4 「器材の落下防止」による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>2-13 あと施工アンカー工事</p> <p>(1) 材料</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2) あと施工アンカーの選定に当たっては、「各種合成構造設計指針・同解説」(日本建築学会)に基づき、へりあき寸法及びアンカーボルトの間隔を考慮した上で、適切なものを選定しなければならない。</p> <p>3) あと施工アンカーの性能確認試験は製造所の試験成績書を提出し、監督員の確認を受ける。</p> <p>(2) 施工</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>9) あと施工アンカーの施工に当たっては、打設位置におけるひび割れの有無を確認する。ひび割れがあった場合は、アンカーボルトの打設位置を変更する。</p> <p>(3) 試験</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>b) 引張荷重は、本章 2-23 「品質管理基準及び規格値」による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	



【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-15 無収縮モルタル工事</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>8) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後おおむね 20 分以内に注入を行う。したがって注入箇所にできるだけ近い位置で練り混ぜるとともに、練り混ぜ量も注入量を十分考慮の上、袋単位で決定を行う。</p> <p>9) 無収縮モルタルは、必ず片側から注入し、反対側からモルタルがあふれるまで連続的に注入する。</p> <p>10) 注入作業中は、バイブレータなどで無収縮モルタルに振動を与える、型枠をたたくなどの作業は絶対に避ける。ただし、注入を補助するために針金などを挿入して軽く攪拌することはよいが過度にならぬよう注意する。</p> <p>11) 無収縮モルタル注入後、オーバーフローした余分なモルタルは取り除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>2-15 無収縮モルタル工事</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 施工</p> <p>(中略)</p> <p>8) J ロートによる試験を行う場合は、J ロートに水を通して濡らす過程で不純物を除去する。なお、試験を連続で行う場合は、J ロート内のモルタルを除去しなければならない。</p> <p>9) 無収縮モルタルは、練り混ぜ後おおむね 20 分以内に注入を行う。したがって注入箇所にできるだけ近い位置で練り混ぜるとともに、練り混ぜ量も注入量を十分考慮の上、袋単位で決定を行う。</p> <p>10) 無収縮モルタルは、必ず片側から注入し、反対側からモルタルがあふれるまで連続的に注入する。</p> <p>11) 注入作業中は、バイブレータなどで無収縮モルタルに振動を与える、型枠をたたくなどの作業は絶対に避ける。ただし、注入を補助するために針金などを挿入して軽く攪拌することはよいが過度にならぬよう注意する。</p> <p>12) 無収縮モルタル注入後、オーバーフローした余分なモルタルは取り除く。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																														
<p>2-16 二重の安全対策工事</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 検査</p> <p>(中略)</p> <p>表 2-12 <b>ワイヤロープ</b> 端末加工の基準管理試験</p> <table border="1" data-bbox="261 632 1213 852"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>頻度</th> <th>監督員の立会い</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張試験</td> <td>端末加工種別ごとに1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。</td> <td>○</td> <td>全ての試験値で、 所定の終局荷重以上 であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>表 2-13 ワイヤロープ設置に必要な各種材料の日常管理試験</p> <table border="1" data-bbox="240 1031 1234 1442"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験方法</th> <th>頻度</th> <th>許容誤差</th> <th>報告書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>出来形</td> <td>設計図書との照合</td> <td>全数</td> <td>端末加工を含むワイヤロープの場合：<b>±25mm</b>  吊金具等の制作材料： ±5mm</td> <td>適宜</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	試験方法	頻度	監督員の立会い	規格値	引張試験	端末加工種別ごとに1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。	○	全ての試験値で、 所定の終局荷重以上 であること。	項目	試験方法	頻度	許容誤差	報告書の様式	(中略)					出来形	設計図書との照合	全数	端末加工を含むワイヤロープの場合： <b>±25mm</b>  吊金具等の制作材料： ±5mm	適宜	<p>2-16 二重の安全対策工事</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 検査</p> <p>(中略)</p> <p>表 2-12 <b>ワイヤロープ</b> 端末加工引張試験</p> <table border="1" data-bbox="1466 632 2418 852"> <thead> <tr> <th>試験方法</th> <th>頻度</th> <th>監督員の立会い</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張試験</td> <td>端末加工種別ごとに1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。</td> <td>○</td> <td>全ての試験値で、 所定の終局荷重以上 であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>表 2-13 ワイヤロープ設置に必要な各種材料の日常管理試験</p> <table border="1" data-bbox="1445 1031 2439 1442"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>試験方法</th> <th>頻度</th> <th>許容誤差</th> <th>報告書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>出来形</td> <td>設計図書との照合</td> <td>全数</td> <td>端末加工を含むワイヤロープの場合： <b>-10mm&lt;誤差≤0mm(※)</b> 吊金具等の制作材料： ±5mm</td> <td>適宜</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 許容誤差の範囲内であっても、ワイヤロープを取付けた時に、取付け金具アンカーボルトが常時荷重を負担していないことを確認しなければならない。</p> <p>(中略)</p>	試験方法	頻度	監督員の立会い	規格値	引張試験	端末加工種別ごとに1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。	○	全ての試験値で、 所定の終局荷重以上 であること。	項目	試験方法	頻度	許容誤差	報告書の様式	(中略)					出来形	設計図書との照合	全数	端末加工を含むワイヤロープの場合： <b>-10mm&lt;誤差≤0mm(※)</b> 吊金具等の制作材料： ±5mm	適宜	
試験方法	頻度	監督員の立会い	規格値																																													
引張試験	端末加工種別ごとに1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。	○	全ての試験値で、 所定の終局荷重以上 であること。																																													
項目	試験方法	頻度	許容誤差	報告書の様式																																												
(中略)																																																
出来形	設計図書との照合	全数	端末加工を含むワイヤロープの場合： <b>±25mm</b>  吊金具等の制作材料： ±5mm	適宜																																												
試験方法	頻度	監督員の立会い	規格値																																													
引張試験	端末加工種別ごとに1回/1工事(最大径のもの) 1回あたり3本以上のワイヤロープで実施する。	○	全ての試験値で、 所定の終局荷重以上 であること。																																													
項目	試験方法	頻度	許容誤差	報告書の様式																																												
(中略)																																																
出来形	設計図書との照合	全数	端末加工を含むワイヤロープの場合： <b>-10mm&lt;誤差≤0mm(※)</b> 吊金具等の制作材料： ±5mm	適宜																																												

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																								
<p><b>2-20 機器の電蝕防止</b></p> <p>機器の筐体、蝶番、ボルト、ナット、ビス類等の接触面が異種金属の組み合わせとなる場合は、電蝕防止措置を施す。</p> <p>(中略)</p> <p><b>2-23 品質管理基準及び規格値</b></p> <p>次の事項以外は、設計図書による。</p> <p>現場施工完了段階に下表を確認する。</p> <p>この表に該当しないものは、監督員と協議する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2-15 品質管理基準及び規格値 (共通工事)</b></p> <table border="1" data-bbox="240 720 1234 1268"> <thead> <tr> <th>検査区分</th> <th>検査項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>測定対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あと施工アンカー工事 引張試験</td> <td>引張試験 (壁面又は天井面)</td> <td rowspan="2">アンカーボルト引張試験器による荷重試験</td> <td>引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-4-4-4 器材の落下防止」による</td> <td rowspan="2">有資格者が打設・試験する場合は、施工日・種別ごとに3本以上  無資格者が打設・試験する場合は、全数</td> </tr> <tr> <td>引張試験 (壁面又は天井面以外)</td> <td>引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 機器の固定」による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p>	検査区分	検査項目	試験方法	規格値	測定対象	あと施工アンカー工事 引張試験	引張試験 (壁面又は天井面)	アンカーボルト引張試験器による荷重試験	引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-4-4-4 器材の落下防止」による	有資格者が打設・試験する場合は、施工日・種別ごとに3本以上  無資格者が打設・試験する場合は、全数	引張試験 (壁面又は天井面以外)	引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 機器の固定」による	<p><b>2-20 機器の電蝕防止</b></p> <p>機器の筐体、蝶番、ボルト、ナット、ビス類、並びに支柱、取付金物及びアンカーボルト等の接触面が異種金属の組み合わせとなる場合は、電蝕防止措置を施す。</p> <p>(中略)</p> <p><b>2-23 品質管理基準及び規格値</b></p> <p>次の事項以外は、設計図書による。</p> <p>現場施工完了段階に下表を確認する。</p> <p>この表に該当しないものは、監督員と協議する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2-15 品質管理基準及び規格値 (共通工事)</b></p> <table border="1" data-bbox="1445 720 2439 1268"> <thead> <tr> <th>検査区分</th> <th>検査項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>測定対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あと施工アンカー工事 引張試験</td> <td>引張試験(壁面又は天井面)</td> <td rowspan="2">アンカーボルト引張試験器による荷重試験</td> <td>引張荷重は、あと施工アンカーボルトの引張荷重(短期荷重用)による</td> <td rowspan="2">有資格者が打設・試験する場合は、施工日・種別ごとに3本以上  無資格者が打設・試験する場合は、全数</td> </tr> <tr> <td>引張試験(壁面又は天井面以外)</td> <td>引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 機器の固定」による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p>	検査区分	検査項目	試験方法	規格値	測定対象	あと施工アンカー工事 引張試験	引張試験(壁面又は天井面)	アンカーボルト引張試験器による荷重試験	引張荷重は、あと施工アンカーボルトの引張荷重(短期荷重用)による	有資格者が打設・試験する場合は、施工日・種別ごとに3本以上  無資格者が打設・試験する場合は、全数	引張試験(壁面又は天井面以外)	引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 機器の固定」による	
検査区分	検査項目	試験方法	規格値	測定対象																						
あと施工アンカー工事 引張試験	引張試験 (壁面又は天井面)	アンカーボルト引張試験器による荷重試験	引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-4-4-4 器材の落下防止」による	有資格者が打設・試験する場合は、施工日・種別ごとに3本以上  無資格者が打設・試験する場合は、全数																						
	引張試験 (壁面又は天井面以外)		引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 機器の固定」による																							
検査区分	検査項目	試験方法	規格値	測定対象																						
あと施工アンカー工事 引張試験	引張試験(壁面又は天井面)	アンカーボルト引張試験器による荷重試験	引張荷重は、あと施工アンカーボルトの引張荷重(短期荷重用)による	有資格者が打設・試験する場合は、施工日・種別ごとに3本以上  無資格者が打設・試験する場合は、全数																						
	引張試験(壁面又は天井面以外)		引張荷重は「電気通信設備工事共通仕様書第3編 第3章 3-3-1-1 耐震施工 (2) 機器の固定」による																							

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第3章 受配電設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>3-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>3-2-7 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>9) 屋外用キューピクルには取扱者以外の者が立ち入らないようフェンス等の立入防止措置を施し、フェンスの出入口には施錠装置を設け、立入りを禁止する旨を表示する。また、フェンス内は、草が繁茂しないようにコンクリート等で、防草処置を施す。</p> <p>(中略)</p> <p>3-2-8 接地工事</p> <p>(中略)</p> <p>3-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>3-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p>	<p>第3章 受配電設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>3-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>3-2-7 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>3-2-8 接地工事</p> <p>(中略)</p> <p>2) 一次側及び二次側の電圧が低圧である所内変圧器の中性点接地については、B種接地と接続しない。</p> <p>3-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>3-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月

【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月

備考

表 3-1 施工の立会い

表 3-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

(中略)

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第4章 自家発電設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>4-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>4-2-2 基礎工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-5「基礎工事」による。</p> <p>1) 自家発電設備の基礎を打設する場合、<b>自家発電機室のスラブ等と縁切り</b>や単独基礎について、監督員と協議の上、施工する。</p> <p>(中略)</p> <p>4-2-4 配管配線工事</p> <p>(中略)</p> <p>4-2-6 機器据付工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。</p> <p>(1) 発電機及び原動機</p> <p>(中略)</p> <p><b>8) 屋外用自家発電設備には取扱者以外の者が立ち入らないようフェンス等の立入防止措置を設置しフェンスの出入口には施錠装置を設け、立入りを禁止する旨を表示する。また、フェンス内は、草が繁茂しない様に防草処置を施す。</b></p> <p>(2) 燃料槽</p> <p>(中略)</p>	<p>第4章 自家発電設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>4-2 施工</p> <p>4-2-1 施工計画</p> <p>(中略)</p> <p>4-2-2 基礎工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-5「基礎工事」による。</p> <p>1) 自家発電設備の基礎を打設する場合、単独基礎について、監督員と協議の上、施工する。</p> <p>(中略)</p> <p>4-2-4 配管配線工事</p> <p>(中略)</p> <p>4) 燃料配管の接続は溶接を基本とする。なお、溶接部はコンクリート等で埋めてはならない。</p> <p>5) 燃料配管のフランジ部には耐油性のシールを施す。</p> <p>(中略)</p> <p>4-2-6 機器据付工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。</p> <p>(1) 発電機及び原動機</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 燃料槽</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																																				
<p>3) 燃料運搬容器から直接屋内燃料小出槽に給油する場合は、電動ポンプ又はウイングポンプと容器との間に合成樹脂製ホース(ピアノ線入り又は網入り)を設け、その容器側の先端は容器に適した銅管を取付ける。なお、先端は、斜めに切断又は門形切込を設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>4-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>4-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 898 1302 1541"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎の位置</td> <td>掘削前</td> </tr> <tr> <td>配管の敷設</td> <td>掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付前</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>基礎内配管</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理</td> <td>処理過程</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>3) 燃料運搬容器から直接屋内燃料小出槽に給油する場合は、電動ポンプ又はウイングポンプと容器との間に合成樹脂製ホース(ピアノ線入り又は網入り)を設け、その容器側の先端は容器に適した銅管又はカプラを取付ける。なお、銅管の先端は、斜めに切断又は門形切込を設ける。</p> <p>(中略)</p> <p>4-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>4-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1377 898 2507 1541"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎の位置</td> <td>掘削前</td> </tr> <tr> <td>配管の敷設</td> <td>掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付前</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>基礎内配管</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理</td> <td>処理過程</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取付前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の防水処理	処理過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第5章 直流電源・無停電電源設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>5-2 施工</p> <p>5-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 設置する無停電電源設備を含めて、同一室内にあるすべての蓄電池容量が <b>4800Ah・セル以上の</b> 場合、火災予防条例による「火を使用する設備等」となるので、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また火災予防条例を準用して、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや、屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池設備である旨を表示した標識や消火器等を設置すること等が定められているので、当該条例の内容や手続きなどについて、所轄する消防署に確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>5-2-5 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>(中略)</p> <p>5-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	<p>第5章 直流電源・無停電電源設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>5-2 施工</p> <p>5-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 設置する無停電電源設備を含めて、同一室内にあるすべての蓄電池容量が <b>20kWh を超える場</b> 合、火災予防条例による「火を使用する設備等」となるので、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また火災予防条例を準用して、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや、屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池設備である旨を表示した標識や消火器等を設置すること等が定められているので、当該条例の内容や手続きなどについて、所轄する消防署に確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>5-2-5 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>2) 蓄電池の端子間が短絡した場合における事故防止のために、絶縁工具の使用等により短絡防止措置を講じなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>5-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	



5-3-2 施工の立会い

(中略)

表 5-2 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

5-3-2 施工の立会い

(中略)

表 5-2 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

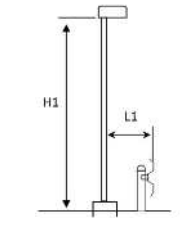
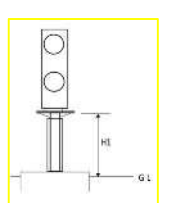
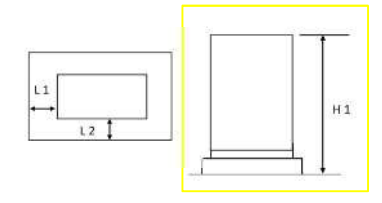
【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第6章 道路照明設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>6-2 施工</p> <p>6-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>e) ポール表面とガードレールとの離隔距離は設計図書によるが、設計図書に記載がない場合は出 来形管理基準による。</p> <p>(中略)</p> <p>6-2-2 基礎工事</p> <p>(中略)</p> <p>1) 基礎内の電源立ち上がり配管は、ポール内に入る電源側、送り側方向を考慮しつつ、ジョイン トボックスの左側を電源側、右側を送り側になる様に設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>6-2-5 配管配線工事</p> <p>(中略)</p>	<p>第6章 道路照明設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>6-2 施工</p> <p>6-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>e) ポール表面とガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>6-2-2 基礎工事</p> <p>(中略)</p> <p>1) 基礎内の電源立ち上がり配管は、ポール内に入る電源側、送り側方向を考慮しつつ、ジョイン トボックスの左側を電源側、右側を送り側になる様に設置することを基本とする。</p> <p>(中略)</p> <p>6-2-5 配管配線工事</p> <p>(中略)</p> <p>2) ポール内のジョイントボックスの左側を電源側、右側を送り側になる様に入線することを基本 とする。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																																				
<p>6-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>6-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 6-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 630 1302 1213"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>6-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>6-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 6-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1380 630 2510 1213"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
支柱建柱	建柱作業過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					

6-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

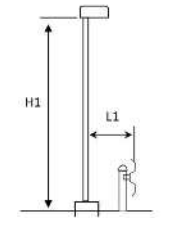
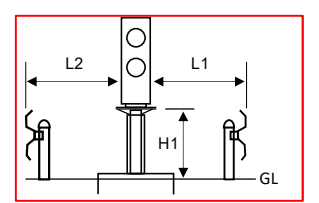
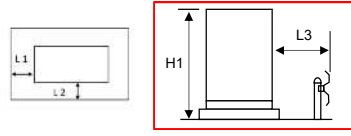
表 6-2 出来形管理基準及び規格値 (道路照明設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
道路照明灯据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 最低離隔 500 mm以上 (SS又はSAの場合 1000 mm以上)
分岐点用点滅灯据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
屋内装置据付	(中略)			
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

6-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 6-2 出来形管理基準及び規格値 (道路照明設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
道路照明灯据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
分岐点用点滅灯据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	 ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
	ガードレールからの離隔 L2	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm		
屋内装置据付	(中略)			
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	 ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm		
	ガードレールからの離隔 L3	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

6-5 品質管理基準及び規格値

6-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

(中略)

表 6-3 品質管理基準及び規格値 (道路照明設備工事)

表 6-3 品質管理基準及び規格値 (道路照明設備工事)

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
単体動作試験	点灯試験	手動、自動で点灯、調光の動作を確認する	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	回路ごと
(中略)				

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
単体動作試験	点灯試験	手動又は自動で点灯、調光の動作を確認する なお、調光動作の確認は、灯具から定位置での照度を調光種別毎に測定し、全光時照度との比率を確認するものとし、測定箇所は照度測定箇所の内、任意の箇所(最低1点)で実施する。	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	回路ごと
(中略)				

(中略)

(中略)

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第7章 トンネル照明設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>7-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>7-2-2 配管配線工事</p> <p>(中略)</p> <p>11) ケーブルラック上から照明灯具への分岐ケーブルは、ケーブルラックの子桁を経由させ、ケーブルを<b>捕縛</b>する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第7章 トンネル照明設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>7-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>7-2-2 配管配線工事</p> <p>(中略)</p> <p>11) ケーブルラック上から照明灯具への分岐ケーブルは、ケーブルラックの子桁を経由させ、ケーブルを<b>結束</b>する。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																												
<p>7-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>7-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 7-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 632 1302 1129"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明器具の取付け</td> <td>墨出し過程</td> </tr> <tr> <td>配管の敷設</td> <td>掘削前、埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	照明器具の取付け	墨出し過程	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>7-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>7-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 7-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1377 632 2507 1129"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明器具の取付け</td> <td>墨出し過程</td> </tr> <tr> <td>配管の敷設</td> <td>掘削前、埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	照明器具の取付け	墨出し過程	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																													
照明器具の取付け	墨出し過程																																													
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																													
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																													
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																													
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																													
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																													
機器設置	設置前、設置作業過程																																													
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																													
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																													
検査	施工検査時																																													
施工の内容	立会い時期																																													
照明器具の取付け	墨出し過程																																													
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																													
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																													
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																													
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																													
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																													
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																													
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																													
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																													
検査	施工検査時																																													

7-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 7-2 出来形管理基準及び規格値（トンネル照明設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
トンネル照明器具据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	L1:全数を測定 H1:施工延長40mにつき1ヶ所、施工延長40m以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所 H2:全数を測定	
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 + 200 mm以上)		
分電盤据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		-----建築限界
自動点滅装置据付	ガードレールからの 離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	<p>ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する</p>
屋内装置据付	(中略)			
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

7-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 7-2 出来形管理基準及び規格値（トンネル照明設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
トンネル照明器具据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	L1:全数を測定 H1:施工延長40mにつき1ヶ所、施工延長40m以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所 H2:全数を測定	
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 + 200 mm以上 であること)		
分電盤据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		-----建築限界
自動点滅装置据付	ガードレールからの 離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	<p>ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する</p>
屋内装置据付	(中略)			
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm		
	ガードレールからの 離隔 L3	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		



7-5 品質管理基準及び規格値

7-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

(中略)

表 7-3 品質管理基準及び規格値 (トンネル照明設備工事)

表 7-3 品質管理基準及び規格値 (トンネル照明設備工事)

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
単体動作試験	点灯試験	手動、自動で点灯、調光の動作を確認する	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	回路ごと
(中略)				

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
単体動作試験	点灯試験	手動又は自動で点灯、調光の動作を確認する なお、調光動作の確認は、灯具から定位置での照度を調光種別毎に測定し、全光時照度との比率を確認するものとし、測定箇所は照度測定箇所の内、任意の箇所(最低1点)で実施する。	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	回路ごと
(中略)				

(中略)

(中略)

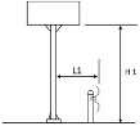
【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第8章 可変式道路情報板設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>8-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>8-2-6 機器据付工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。</p> <p>1) 情報板の向きは通常視力者の視認距離が約200m程度であるので、その手前の地点(約150m)に直角に向ける。この場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第8章 可変式道路情報板設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>8-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>8-2-6 機器据付工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。</p> <p>1) 道路線形等を考慮し情報板の向きを調整する場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																																								
<p>8-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>8-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 8-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 632 1302 1245"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>杭の打設</td><td>打設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	杭の打設	打設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>8-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>8-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 8-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1380 632 2510 1245"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>杭の打設</td><td>打設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	杭の打設	打設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																																									
基礎の位置	掘削前																																																									
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																									
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																									
杭の打設	打設作業過程																																																									
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																									
基礎内配管	コンクリート打設前																																																									
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																									
支柱建柱	建柱作業過程																																																									
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																									
機器設置	設置前、設置作業過程																																																									
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																									
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																									
検査	施工検査時																																																									
施工の内容	立会い時期																																																									
基礎の位置	掘削前																																																									
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																									
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																									
杭の打設	打設作業過程																																																									
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																									
基礎内配管	コンクリート打設前																																																									
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																									
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程																																																									
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																									
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																																									
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																									
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																									
検査	施工検査時																																																									

8-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

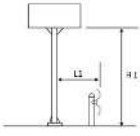
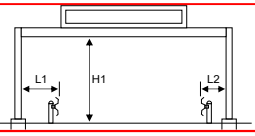
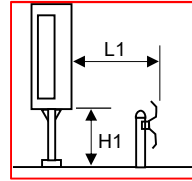
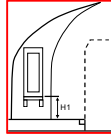
表 8-2 出来形管理基準及び規格値 (可変式道路情報板設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 最低離隔 1000 mm 以上 ※図示は支柱形状による (記載は、I型柱の例)
屋内装置据付	(中略)			

8-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 8-2 出来形管理基準及び規格値 (可変式道路情報板設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付 (I型支柱)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付 (I型支柱)	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する ※図示は支柱形状による (記載は、I型柱の例)
表示装置据付 (門型支柱)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付 (門型支柱)	ガードレールからの離隔 L1、L2	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
表示装置据付 (トンネル坑口)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	
支柱据付 (トンネル坑口)	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
表示装置据付 (トンネル内)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	 -----建築限界
屋内装置据付	(中略)			

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
(中略)	(中略)	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第9章 可変式速度規制標識設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>9-2 施工</p> <p>9-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>c) ガードレールとの離隔は設計図書の値、かつ、標識端部との最低離隔を500mm以上（ガードレールのタイプがSS又はSAの場合は1000mm以上）確保できる。</p> <p>(中略)</p> <p>9-2-6 機器据付工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。</p> <p>1) 表示面の向きは通常視力者の視認距離が約200m程度であるので、その手前の地点（約150m）に直角に向ける。この場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。</p> <p>(中略)</p> <p>9-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	<p>第9章 可変式速度規制標識設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>9-2 施工</p> <p>9-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>c) ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>9-2-6 機器据付工事</p> <p>次の事項以外は、第2章「共通工事」2-10「機器据付工事」による。</p> <p>1) 道路線形等を考慮し表示面の向きを調整する場合、アンカーボルトの設置位置で角度を調整すると、コンクリートの強度や耐久性に影響を及ぼす可能性があるため、原則として基礎本体で角度を調整する。</p> <p>(中略)</p> <p>9-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	

9-3-2 施工の立会い

(中略)

表 9-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

9-3-2 施工の立会い

(中略)

表 9-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

9-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 9-2 出来形管理基準及び規格値（可変式速度規制標識工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付	据付高さ (補助標識なし) H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する  
補助標識据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	
表示装置据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>(最低離隔確保)</b>	全数を測定	
屋内装置据付	(中略)			

最低離隔 500 mm以上  
(SS 又は SA の場合  
1000 mm以上)

9-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 9-3 品質管理基準及び規格値（可変式速度規制標識工事）

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
単体動作試験	(中略)			
総合動作試験	(中略)			
	監視制御ユニットからの動作試験	上位局、監視制御盤及び操作盤から項目が制御できるか確認する	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	全機器 全項目
(中略)				

(中略)

9-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 9-2 出来形管理基準及び規格値（可変式速度規制標識工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
表示装置据付	据付高さ (補助標識なし) H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する  
補助標識据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	
表示装置据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
屋内装置据付	(中略)			

9-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 9-3 品質管理基準及び規格値（可変式速度規制標識工事）

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
単体動作試験	(中略)			
総合動作試験	(中略)			
	監視制御ユニットからの動作試験	上位局、監視制御盤及び操作盤から <b>規制標識</b> に対し項目が制御できること及び <b>補助標識</b> における <b>突き合わせ表示内容</b> を確認する	監督員の承諾を得た試験方案書通りに動作するか確認する	全機器 全項目
(中略)				

(中略)



【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第10章 気象観測設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>10-2 施工</p> <p>10-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>1) 現場と設計図書に齟齬がある場合又は疑義が生じる場合は、監督員と協議する。</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 風向風速計</p> <p>(中略)</p> <p>ハ) ガードレールとの離隔は設計図書の値、かつ最低離隔として500mm以上(ガードレールのタイプがSS又はSAの場合は1000mm以上)を確保できること。</p> <p>e) 降水検知器</p> <p>(中略)</p> <p>ハ) 走行車両が跳ね飛ばした水がかかる場所は避けるため、ガードレールとの離隔距離は設計図書の距離を確保すること。</p> <p>(中略)</p> <p>10-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>10-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p>	<p>第10章 気象観測設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>10-2 施工</p> <p>10-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>1) 現場と設計図書に齟齬がある場合又は疑義が生じる場合は、監督員と協議する。</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 風向風速計</p> <p>(中略)</p> <p>ハ) ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>e) 降水検知器</p> <p>(中略)</p> <p>ハ) 走行車両が跳ね飛ばした水がかかる場所は避けるため、ガードレールとの離隔距離は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>10-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>10-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p>	

表 10-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

10-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 10-2 出来形管理基準及び規格値 (気象観測設備工事)

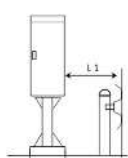
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
観測局据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>(1600 mm以上)</b>	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 
集合支柱型観測局据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H3	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H4	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H5	設計値 ±50 mm		

表 10-1 施工の立会い

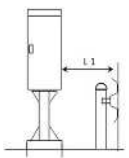
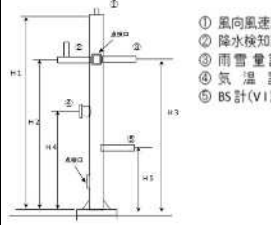
施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

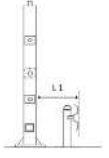
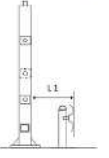
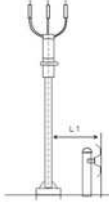
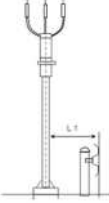
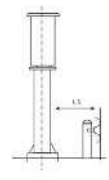
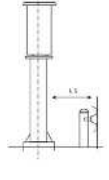
(中略)

10-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 10-2 出来形管理基準及び規格値 (気象観測設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
観測局据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 
集合支柱型観測局据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H3	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H4	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H5	設計値 ±50 mm		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月					【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月					備考	
	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>(1600 mm以上)</b>	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 			ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 	
風向風速計据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>(最低離隔確保)</b>	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する  <b>最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)</b>		風向風速計据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 	
雨雪量計据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>(1600 mm以上)</b>	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 		雨雪量計据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 	
屋内装置据付	(中略)					屋内装置据付	(中略)				
(中略)					(中略)						

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第11章 交通量計測設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>11-2 施工</p> <p>11-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>b) ガードレールの離隔は設計図書の値、かつ、最低離隔距離として500mm以上(ガードレールのタイプがSS又はSAの場合は1000mm以上)を確保できること。</p> <p>(中略)</p> <p>11-2-6 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>(1) ループコイル式</p> <p>1) 車両検知器とガードレールの離隔は設計図書の値、かつ、最低離隔として500mm以上(ガードレールのタイプがSS又はSAの場合は1000mm以上)とする。</p> <p>(中略)</p> <p>11-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>11-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p>	<p>第11章 交通量計測設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>11-2 施工</p> <p>11-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>b) ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>11-2-6 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>(1) ループコイル式</p> <p>1) 車両検知器とガードレールの離隔は設計図書の値とする。</p> <p>(中略)</p> <p>11-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>11-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p>	

表 11-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

11-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 11-2 出来形管理基準及び規格値 (交通量計測設備工事)

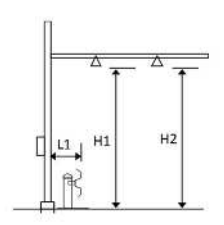
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
超音波式車両検知器据付 (超音波ヘッド)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 H1、H2=装置下端 
	据付高さ H2	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	
超音波式車両検知器据付 (支柱)	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)

表 11-1 施工の立会い

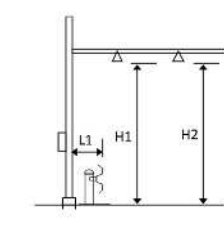
施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

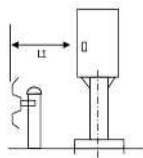
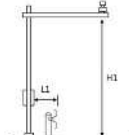
(中略)

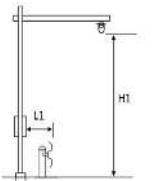
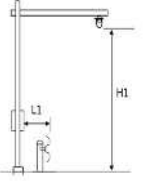
11-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 11-2 出来形管理基準及び規格値 (交通量計測設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
超音波式車両検知器据付 (超音波ヘッド)	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 H1、H2=装置下端 
	据付高さ H2	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	
超音波式車両検知器据付 (支柱)	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月					【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月					備考
ループコイル埋設	(中略)				ループコイル埋設	(中略)				
ループコイル式車両検知器据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>—(最低離隔確保)—</b>	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する  <b>最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)</b>	ループコイル式車両検知器据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 	
画像式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上  ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する	画像式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上  ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する	
	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>—(最低離隔確保)—</b>	全数を測定	<b>最低離隔 1000 mm以上</b>		ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定		
レーダ式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	H1=装置下端  ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する	レーダ式車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm	全数を測定	H1=装置下端  ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する	
	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm <b>—(最低離隔確保)—</b>	全数を測定	<b>最低離隔 1000 mm以上</b>		ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月					【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月					備考
レーザ式 車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	 <p>建築限界高 +200 mm以上</p> <p>ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する</p> <p>H1=装置下端</p> <p>最低離隔 1000 mm以上</p>	レーザ式 車両検知器据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+ 200 mm以上であ ること)	全数を測定	 <p>建築限界高 +200 mm以上</p> <p>ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する</p> <p>H1=装置下端</p>	
	ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定			ガードレールから の離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定		
屋内装置据付	(中略)				屋内装置据付	(中略)				
(中略)					(中略)					

第12章 移動無線設備工事

第12章 移動無線設備工事

(中略)

(中略)

12-3 立会い及び検査

12-3 立会い及び検査

(中略)

(中略)

12-3-2 施工の立会い

12-3-2 施工の立会い

(中略)

(中略)

表 12-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

表 12-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

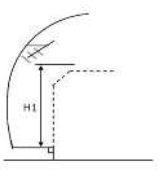
(中略)



12-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 12-2 出来形管理基準及び規格値（移動無線設備工事）

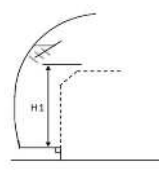
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
通信用鉄塔据付工	(中略)			
空中線据付	据付高さ H1	設計値 ±50mm	全数を測定	-----建築限界 
漏洩同軸ケーブル (LCX) 据付	(中略)			
屋内装置据付				

(中略)

12-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 12-2 出来形管理基準及び規格値（移動無線設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
通信用鉄塔据付工	(中略)			
空中線据付	据付高さ H1	設計値 ±50mm	全数を測定	-----建築限界 H1=装置下端 
漏洩同軸ケーブル (LCX) 据付	(中略)			
屋内装置据付				

(中略)

第13章 ラジオ再放送設備工事

(中略)

13-3 立会い及び検査

(中略)

13-3-2 施工の立会い

(中略)

表 13-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (誘導線含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

第13章 ラジオ再放送設備工事

(中略)

13-3 立会い及び検査

(中略)

13-3-2 施工の立会い

(中略)

表 13-1 施工の立会い

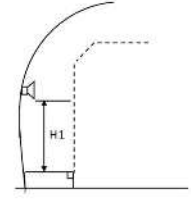
施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (誘導線及びボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

13-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 13-2 出来形管理基準及び規格値（ラジオ再放送設備工事）

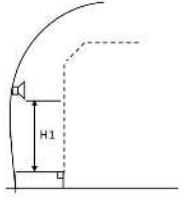
工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
受信空中線 据付	(中略)			
誘導線据付				
漏洩同軸ケーブル (LCX) 据付				
拡声用 スピーカ据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	 ----建築限界
屋内装置据付	(中略)			

(中略)

13-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 13-2 出来形管理基準及び規格値（ラジオ再放送設備工事）

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
受信空中線 据付	(中略)			
誘導線据付				
漏洩同軸ケーブル (LCX) 据付				
拡声用 スピーカ据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	 H1=装置下端 ----建築限界
屋内装置据付	(中略)			

(中略)

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第14章 CCTV設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>14-2 施工</p> <p>14-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>e) ガードレールとの離隔は設計図書の値、かつ、最低離隔として500mm以上（ガードレールのタイプがSS又はSAの場合は1000mm以上）を確保できること。</p> <p>(中略)</p>	<p>第14章 CCTV設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>14-2 施工</p> <p>14-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>e) ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p>	

14-3 立会い及び検査

(中略)

14-3-2 施工の立会い

(中略)

表 14-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置(見え方、画角、死角の確認、建築限界の確認含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

14-3 立会い及び検査

(中略)

14-3-2 施工の立会い

(中略)

表 14-1 施工の立会い

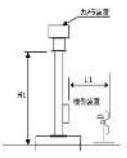
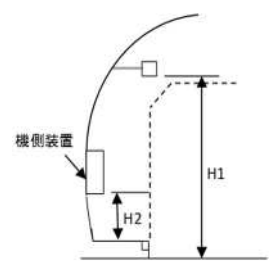
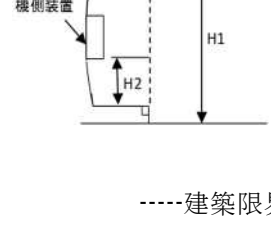
施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置(見え方、画角、死角の確認、建築限界の確認及びボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

14-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 14-2 出来形管理基準及び規格値 (CCTV 設備工事)

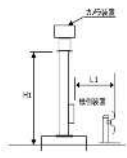
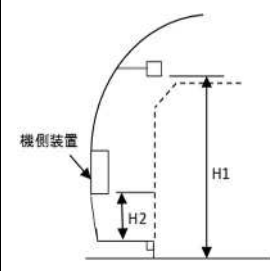
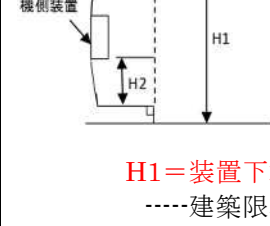
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (明かり部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 
CCTV 装置据付 (機側装置) (明かり部)	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する  最低離隔 500 mm以上 (SS 又は SA の場合 1000 mm以上)
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (TN 部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 
CCTV 装置据付 (機側装置) (TN 部)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	 -----建築限界
屋内装置据付	(中略)			

(中略)

14-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 14-2 出来形管理基準及び規格値 (CCTV 設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (明かり部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上 であること)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 
CCTV 装置据付 (機側装置) (明かり部)	ガードレールか らの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの 距離は、支柱に設置 された機器を含めた 最小距離で測定する
CCTV 装置据付 (カメラ装置) (TN 部)	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高+ 200 mm以上 であること)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 
CCTV 装置据付 (機側装置) (TN 部)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm	全数を測定	 H1=装置下端 -----建築限界
屋内装置据付	(中略)			

(中略)

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第15章 ハイウェイラジオ設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>15-2 施工</p> <p>15-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 始点用案内標識板の設置位置は、他の設備、オーバブリッジ、標識及び樹木等により視認性に影響がないこと。また、ガードレールとの離隔は設計図書の値、かつ、最低離隔として1000mm以上を確保できること。</p> <p>(中略)</p>	<p>第15章 ハイウェイラジオ設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>15-2 施工</p> <p>15-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>d) 始点用案内標識板の設置位置は、他設備や構造物及び植栽等により表示面の視認性に影響がないこと。また、ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p>	

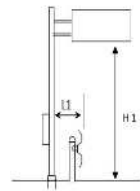
【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																																				
<p>15-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>15-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 15-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 632 1302 1213"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>15-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>15-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 15-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1377 632 2507 1213"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
支柱建柱	建柱作業過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					



15-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 15-2 出来形管理基準及び規格値 (ハイウェイラジオ設備工事)

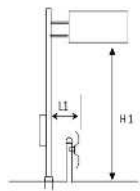
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
始点用案内標識板据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	ガードレールまでの離隔は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する  最低離隔 1000 mm以上
らせん漏洩同軸ケーブル (SLCX) 据付	(中略)			

(中略)

15-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 15-2 出来形管理基準及び規格値 (ハイウェイラジオ設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
始点用案内標識板据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高+200 mm以上 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	ガードレールまでの離隔は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
らせん漏洩同軸ケーブル (SLCX) 据付	(中略)			

(中略)

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																
<p>第16章 伝送交換設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>16-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>16-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 16-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 810 1302 1157"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>第16章 伝送交換設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>16-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>16-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 16-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1380 810 2510 1157"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																	
機器設置	設置前、設置作業過程																																	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																	
検査	施工検査時																																	
施工の内容	立会い時期																																	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																	
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																	
検査	施工検査時																																	

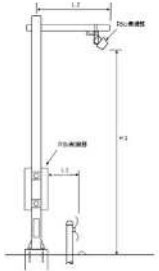
【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第17章 路車間情報設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>17-2 施工</p> <p>17-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>a) <del>既存の案内標識や情報提供設備と競合しないこと。</del></p> <p>b) 分合流部付近や道路線形の影響により見通しの悪い箇所への設置は避ける。</p> <p>e) 電波が干渉するおそれのある位置に、他の5.8GHz帯無線設備が存在しないこと。</p> <p>d) 遮音壁等の構造物が、電波発射の支障とならないこと。</p> <p>e) 路肩に設置する場合、ガードレールによって防護すること。また、RSU制御部扉開閉部は、車両に正対する向きに設置すること。また、ガードレールとの離隔は設計図書の<del>値、かつ、</del>最低離隔として1000mm以上を確保できること。</p> <p>(中略)</p>	<p>第17章 路車間情報設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>17-2 施工</p> <p>17-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>a) 分合流部付近や道路線形の影響により見通しの悪い箇所への設置は避ける。</p> <p>b) 電波が干渉するおそれのある位置に、他の5.8GHz帯無線設備が存在しないこと。</p> <p>c) 遮音壁等の構造物が、電波発射の支障とならないこと。</p> <p>d) 路肩に設置する場合、ガードレールによって防護すること。また、RSU制御部扉開閉部は、車両に正対する向きに設置すること。また、ガードレールとの離隔は設計図書の距離を確保する。</p> <p>(中略)</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																																				
<p>17-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>17-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 17-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 632 1302 1213"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>17-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>17-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 17-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1380 632 2510 1213"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基礎の位置</td><td>掘削前</td></tr> <tr><td>配管の敷設</td><td>掘削前、埋戻し前</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの敷設</td><td>敷設作業過程</td></tr> <tr><td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>基礎内配管</td><td>コンクリート打設前</td></tr> <tr><td>接地極の埋設</td><td>掘削部埋戻し前</td></tr> <tr><td>支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)</td><td>建柱作業過程</td></tr> <tr><td>あと施工アンカーの取付け</td><td>取付け過程</td></tr> <tr><td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td><td>設置前、設置作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td><td>絶縁処理作業過程</td></tr> <tr><td>電線・ケーブルの機器への接続</td><td>接続作業過程</td></tr> <tr><td>検査</td><td>施工検査時</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	基礎の位置	掘削前	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	基礎内配管	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
支柱建柱	建柱作業過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					
施工の内容	立会い時期																																																					
基礎の位置	掘削前																																																					
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																																					
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																																					
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																																					
基礎内配管	コンクリート打設前																																																					
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																																					
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程																																																					
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																																					
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																																					
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																																					
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																																					
検査	施工検査時																																																					

17-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 17-2 出来形管理基準及び規格値（路車間情報設備工事）

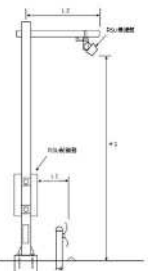
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
空中線据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm (最低離隔確保)	全数を測定	アームは路肩内に収まる長さとする ガードレールまでの離隔は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する 最低離隔 1000 mm以上
	アーム部の張り出し L2	設計値 ±30 mm (最大 3800 mm)	全数を測定	

(中略)

17-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 17-2 出来形管理基準及び規格値（路車間情報設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
空中線据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高+200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高 +200 mm以上 H1=装置下端 
支柱据付	ガードレールからの離隔 L1	設計値 ±50 mm	全数を測定	アームは路肩内に収まる長さとする ガードレールまでの離隔は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する
	アーム部の張り出し L2	設計値 ±30 mm (最大 3800 mm)	全数を測定	

(中略)

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																
<p>第18章 情報ターミナル設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>18-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>18-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 18-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 810 1302 1157"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>第18章 情報ターミナル設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>18-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>18-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 18-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1377 810 2507 1157"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																	
機器設置	設置前、設置作業過程																																	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																	
検査	施工検査時																																	
施工の内容	立会い時期																																	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																	
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																	
検査	施工検査時																																	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																
<p>第19章 遠方監視制御設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>19-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>19-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 19-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 810 1302 1157"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>第19章 遠方監視制御設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>19-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>19-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 19-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1377 810 2507 1157"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置 (ボルトの締付けを含む)</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																	
機器設置	設置前、設置作業過程																																	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																	
検査	施工検査時																																	
施工の内容	立会い時期																																	
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																	
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																	
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																	
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程																																	
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																	
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																	
検査	施工検査時																																	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第20章 ETC設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>20-2 施工</p> <p>20-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>i) 設置する ETC 用 UPS 設備を含めて、同一室内にあるすべての蓄電池容量が火災予防条例による「火を使用する設備等」となる <b>4800Ah・セル以上である</b> 場合、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また、火災予防条例では、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池設備である旨を表示した標識や消火器等を設置すること等が定められているので、当該条例の内容や手続きなどについて、所轄する消防署に確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>20-2-6 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>6) 踏板フレームの設置は、箱抜き部に小石等の異物が無い状態とし <b>機器を水平</b> に据付ける。</p> <p>(中略)</p> <p>20-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	<p>第20章 ETC設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>20-2 施工</p> <p>20-2-1 施工計画</p> <p>(1) 現場調査</p> <p>(中略)</p> <p>2) 現場調査を行う上で、次の事項にも注意しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>i) 設置する ETC 用 UPS 設備を含めて、同一室内にあるすべての蓄電池容量が火災予防条例による「火を使用する設備等」となる <b>20kWh を超える</b> 場合、各市町村等が制定する火災予防条例に従い、蓄電池設備設置届が必要となる。また、火災予防条例では、ケーブル等の貫通部分のすきまを不燃材料で埋めることや屋外に通じる有効な換気設備を設置すること、蓄電池設備である旨を表示した標識や消火器等を設置すること等が定められているので、当該条例の内容や手続きなどについて、所轄する消防署に確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>20-2-6 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>6) 踏板フレームの設置は、箱抜き部に小石等の異物が無い状態とし <b>路面と平行</b> に据付ける。</p> <p>(中略)</p> <p>20-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	



20-3-2 施工の立会い

(中略)

表 20-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
杭の打設	打設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
※支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置(見え方、画角、死角の確認、建築限界の確認含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

※路側無線装置、ETC 車線表示板、ナンバープレート読取装置、路側表示器、車線監視カメラ

(中略)

20-3-2 施工の立会い

(中略)

表 20-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
杭の打設	打設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
※支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置(見え方、画角、死角の確認、建築限界の確認及びボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

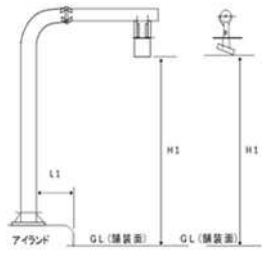


※路側無線装置、ETC 車線表示板、ナンバープレート読取装置、路側表示器、車線監視カメラ

(中略)

20-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 20-2 出来形管理基準及び規格値 (ETC 設備工事)

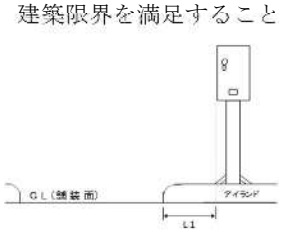
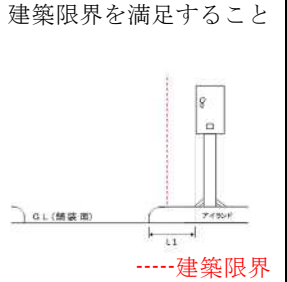
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
路側無線装置据付 (第1アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上)	全数を測定	建築限界高+200mm以上 H1=アンテナ下端 
路側無線装置据付 (第2アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上)		
路側無線装置据付 (再通信アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上)		
路側無線装置据付 (予告アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上)		
路側無線支柱据付	据付位置 L1	設計値 ±30mm		
ETC 車線 表示板据付	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上)	全数を測定	建築限界高+200mm以上 
	据付位置 L1	設計値 ±30mm		
路側表示器 据付	据付高さ H1	設計値 ±50mm	全数を測定	建築限界を満足すること 
	据付位置 L1	設計値 ±30mm		

20-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 20-2 出来形管理基準及び規格値 (ETC 設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
路側無線装置据付 (第1アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上である こと)	全数を測定	建築限界高+200mm以上 H1=アンテナ下端  -----建築限界
路側無線装置据付 (第2アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上である こと)		
路側無線装置据付 (再通信アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上である こと)		
路側無線装置据付 (予告アンテナ)	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上である こと)		
路側無線支柱据付	据付位置 L1	設計値 ±30mm		
ETC 車線 表示板据付	据付高さ H1	設計値 ±50mm (建築限界高+ 200mm以上である こと)	全数を測定	建築限界高+200mm以上  -----建築限界
	据付位置 L1	設計値 ±30mm		
路側表示器 据付	据付高さ H1	設計値 ±50mm	全数を測定	建築限界を満足すること  -----建築限界
	据付位置 L1	設計値 ±30mm		

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月					【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月					備考
路側機器据付（横断方向）	据付位置 L1	設計値 ±30mm	全数を測定	建築限界を満足すること 	路側機器据付（横断方向）	据付位置 L1	設計値 ±30mm	全数を測定	建築限界を満足すること 	
(中略)					(中略)					
(中略)					(中略)					

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>第21章 トンネル非常用設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>21-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>21-2-5 配水管工事</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 消火栓及び配水本管</p> <p>1) JIS G 5526「ダクタイル鋳鉄管」及び JIS G 5527「ダクタイル鋳鉄異形管」によるダクタイル鋳鉄管の接続は、<b>タイトジョイント方式</b>とする。繊維補強ポリエチレン管の直線接続はEF継手方式又はバット融着方式とし分岐及び曲げ接続はポリエチレン分岐継手及び曲管継手とする。端末・分岐・曲げ部等については必要に応じ内圧性能を高めるために補強テープ等で耐圧補強したものとする。また、接続は極力屈曲部を少なくし、衝撃水頭により接続部が離脱しないよう施工する。管をコンクリート巻きにする場合は、あらかじめ仮止めを行い、水圧試験後、コンクリートを打設する。</p> <p>(中略)</p> <p>21-2-7 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>3) 消火栓及び消火器箱は、箱内排水及びトンネル内装工との取り合いを十分考慮して据付ける。</p> <p>(中略)</p> <p>21-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	<p>第21章 トンネル非常用設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>21-2 施工</p> <p>(中略)</p> <p>21-2-5 配水管工事</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 消火栓及び配水本管</p> <p>1) JIS G 5526「ダクタイル鋳鉄管」及び JIS G 5527「ダクタイル鋳鉄異形管」によるダクタイル鋳鉄管の接続は、<b>T形を基本</b>とする。繊維補強ポリエチレン管の直線接続はEF継手方式又はバット融着方式とし分岐及び曲げ接続はポリエチレン分岐継手及び曲管継手とする。端末・分岐・曲げ部等については必要に応じ内圧性能を高めるために補強テープ等で耐圧補強したものとする。また、接続は極力屈曲部を少なくし、衝撃水頭により接続部が離脱しないよう施工する。管をコンクリート巻きにする場合は、あらかじめ仮止めを行い、水圧試験後、コンクリートを打設する。</p> <p>(中略)</p> <p>21-2-7 機器据付工事</p> <p>(中略)</p> <p>3) 消火栓及び消火器箱は、箱内排水及びトンネル内装工との取り合いを十分考慮して据付ける。  <b>なお、消火栓及び消火器箱の据付角度は、基本的に路面と平行に設置し、縦断勾配が3.5%を超える場合は、水平鉛直方向に設置する。</b></p> <p>(中略)</p> <p>21-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p>	

21-3-2 施工の立会い

(中略)

表 21-2 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
非常用機器の取付け	墨出し過程
基礎の位置	掘削前
配管の敷設（電線管）	掘削前、埋戻し前
配管の布設（配水管）	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け （基礎、現場打マンホール、ハンドホール）	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

21-3-2 施工の立会い

(中略)

表 21-2 施工の立会い

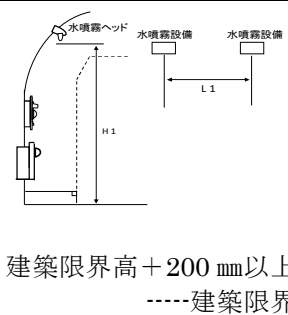
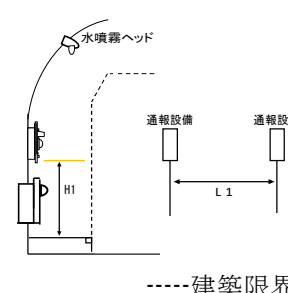
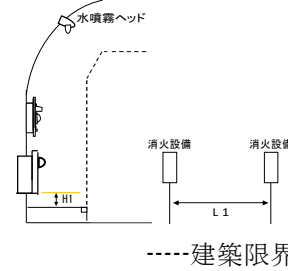
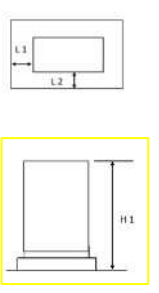
施工の内容	立会い時期
非常用機器の取付け	墨出し過程
基礎の位置	掘削前
配管の敷設（電線管）	掘削前、埋戻し前
配管の布設（配水管）	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け （基礎、現場打マンホール、ハンドホール）	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置（ボルトの締付けを含む）	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
検査	施工検査時

(中略)

21-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

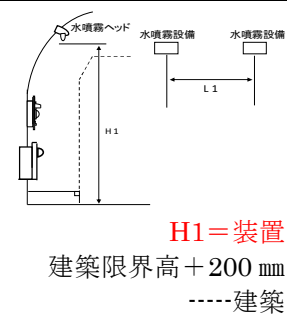
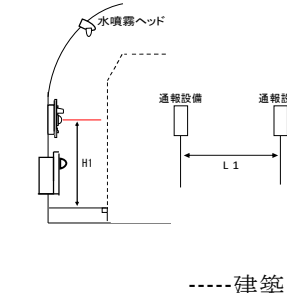
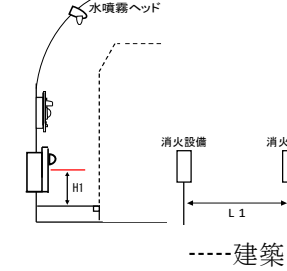
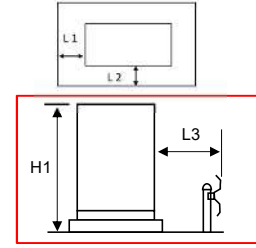
表 21-3 出来形管理基準及び規格値（トンネル非常用設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
水噴霧設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 +200 mm以上)	全数を測定	
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		
通報設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		
消火設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		
屋内装置据付	(中略)			
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

21-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。なお、水噴霧設備、通報設備、消火設備の設置間隔については、「設計要領 第七集 機械施設編」に記載の設置間隔を遵守する。

表 21-3 出来形管理基準及び規格値（トンネル非常用設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
水噴霧設備据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 +200 mm以上 であること)	全数を測定	
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		
通報設備据付	据付高さ H1 (通路～検知部 中心位置)	設計値 ±50 mm	全数を測定	
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		
消火設備据付	据付高さ H1 (通路～発信機 中心位置)	設計値 ±50 mm	全数を測定	
	据付位置 L1	設計値 ±100 mm		
屋内装置据付	(中略)			
屋外装置据付	据付位置 L1	設計値 ±30 mm	全数を測定	
	据付位置 L2	設計値 ±30 mm		
	ガードレールか らの離隔 L3	設計値 ±50 mm		
	据付高さ H1	設計値 ±30 mm		

ガードレールまでの距離は、支柱に設置された機器を含めた最小距離で測定する

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																						
<p>21-5 品質管理基準及び規格値</p> <p>(中略)</p> <p>表 21-4 品質管理基準及び規格値 (トンネル非常用設備工事)</p> <table border="1" data-bbox="172 451 1299 871"> <thead> <tr> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>測定対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単体動作試験</td> <td colspan="4">(中略)</td> </tr> <tr> <td>配水管耐圧試験</td> <td>最高使用圧力の1.5倍以上の水圧を60分以上かけるものとする ただし、配管の種別・口径によって、これによりがたい場合は監督員と協議する</td> <td>管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと</td> <td>全配管長</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象	単体動作試験	(中略)				配水管耐圧試験	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧を60分以上かけるものとする ただし、配管の種別・口径によって、これによりがたい場合は監督員と協議する	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと	全配管長	(中略)					<p>21-5 品質管理基準及び規格値</p> <p>(中略)</p> <p>表 21-4 品質管理基準及び規格値 (トンネル非常用設備工事)</p> <table border="1" data-bbox="1380 451 2507 871"> <thead> <tr> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>測定対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単体動作試験</td> <td colspan="4">(中略)</td> </tr> <tr> <td>配水管耐圧試験</td> <td>最高使用圧力の1.5倍以上の水圧を60分以上かけるものとする ただし、配管の種別・口径等によって、これによりがたい場合は監督員と協議する</td> <td>管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと</td> <td>全配管長</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象	単体動作試験	(中略)				配水管耐圧試験	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧を60分以上かけるものとする ただし、配管の種別・口径等によって、これによりがたい場合は監督員と協議する	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと	全配管長	(中略)					
試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象																																				
単体動作試験	(中略)																																							
	配水管耐圧試験	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧を60分以上かけるものとする ただし、配管の種別・口径によって、これによりがたい場合は監督員と協議する	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと	全配管長																																				
(中略)																																								
試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象																																				
単体動作試験	(中略)																																							
	配水管耐圧試験	最高使用圧力の1.5倍以上の水圧を60分以上かけるものとする ただし、配管の種別・口径等によって、これによりがたい場合は監督員と協議する	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと	全配管長																																				
(中略)																																								

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考																																												
<p>第22章 トンネル換気設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>22-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>22-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 22-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="172 810 1302 1308"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気機の取付け</td> <td>墨出し過程</td> </tr> <tr> <td>配管の敷設</td> <td>掘削前、埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置</td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	換気機の取付け	墨出し過程	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	<p>第22章 トンネル換気設備工事</p> <p>(中略)</p> <p>22-3 立会い及び検査</p> <p>(中略)</p> <p>22-3-2 施工の立会い</p> <p>(中略)</p> <p>表 22-1 施工の立会い</p> <table border="1" data-bbox="1377 810 2507 1308"> <thead> <tr> <th>施工の内容</th> <th>立会い時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換気機の取付け</td> <td>墨出し過程</td> </tr> <tr> <td>配管の敷設</td> <td>掘削前、埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの敷設</td> <td>敷設作業過程</td> </tr> <tr> <td>型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)</td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td>接地極の埋設</td> <td>掘削部埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>あと施工アンカーの取付け</td> <td>取付け過程</td> </tr> <tr> <td>機器設置 <b>(ボルトの締付けを含む)</b></td> <td>設置前、設置作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブル相互の接続及び端末処理</td> <td>絶縁処理作業過程</td> </tr> <tr> <td>電線・ケーブルの機器への接続</td> <td>接続作業過程</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>施工検査時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	施工の内容	立会い時期	換気機の取付け	墨出し過程	配管の敷設	掘削前、埋戻し前	電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程	型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前	接地極の埋設	掘削部埋戻し前	あと施工アンカーの取付け	取付け過程	機器設置 <b>(ボルトの締付けを含む)</b>	設置前、設置作業過程	電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程	電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程	検査	施工検査時	
施工の内容	立会い時期																																													
換気機の取付け	墨出し過程																																													
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																													
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																													
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																													
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																													
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																													
機器設置	設置前、設置作業過程																																													
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																													
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																													
検査	施工検査時																																													
施工の内容	立会い時期																																													
換気機の取付け	墨出し過程																																													
配管の敷設	掘削前、埋戻し前																																													
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程																																													
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前																																													
接地極の埋設	掘削部埋戻し前																																													
あと施工アンカーの取付け	取付け過程																																													
機器設置 <b>(ボルトの締付けを含む)</b>	設置前、設置作業過程																																													
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程																																													
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程																																													
検査	施工検査時																																													



22-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 22-2 出来形管理基準及び規格値 (トンネル換気設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
換気機据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高 + 200 mm以上)	全数を測定	建築限界高 + 200 mm以上 
手元開閉器箱据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		壁面から +200 mmを確保すること -----建築限界
VI 計据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	全数を測定	建築限界高 + 200 mm以上 
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 + 200 mm以上)		
VI 計据付 (電源ボックス)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
CO 計据付	(中略)			
風向風速計据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
風向風速計据付 (変換器箱)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
屋内装置据付	(中略)			

(中略)

22-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 22-2 出来形管理基準及び規格値 (トンネル換気設備工事)

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
換気機据付	据付高さ H1	設計値 ±100 mm (建築限界高 + 200 mm以上であること)	全数を測定	建築限界高 + 200 mm以上 
手元開閉器箱据付	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		壁面から +200 mmを確保すること -----建築限界
VI 計据付	据付位置 L1	設計値 ±100 mm	全数を測定	建築限界高 + 200 mm以上 <b>H1 = 装置下端</b> 
	据付高さ H1	設計値 ±50 mm (建築限界高 + 200 mm以上であること)		
VI 計据付 (電源ボックス)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
CO 計据付	(中略)			
風向風速計据付	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	
風向風速計据付 (変換器箱)	据付高さ H2	設計値 ±50 mm		
屋内装置据付	(中略)			

(中略)

第23章 重量計等取締機器設備工事

(中略)

23-3 立会い及び検査

(中略)

23-3-2 施工の立会い

(中略)

表 23-1 施工の立会い

施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
軸重計検出部の箱抜き	コンクリート打設前
車重計基礎	コンクリート打設前
検査	施工検査時

(中略)

第23章 重量計等取締機器設備工事

(中略)

23-3 立会い及び検査

(中略)

23-3-2 施工の立会い

(中略)

表 23-1 施工の立会い

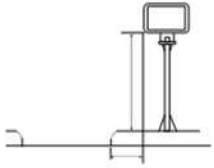
施工の内容	立会い時期
基礎の位置	掘削前
配管の敷設	掘削前、埋戻し前
電線・ケーブルの敷設	敷設作業過程
型枠、配筋、アンカーボルト取付け (基礎、現場打マンホール、ハンドホール)	コンクリート打設前
基礎内配管	コンクリート打設前
接地極の埋設	掘削部埋戻し前
支柱建柱 (ボルトの締付けを含む)	建柱作業過程
あと施工アンカーの取付け	取付け過程
機器設置 (ボルトの締付けを含む)	設置前、設置作業過程
電線・ケーブル相互の接続及び端末処理	絶縁処理作業過程
電線・ケーブルの機器への接続	接続作業過程
軸重計検出部の箱抜き	コンクリート打設前
車重計基礎	コンクリート打設前
検査	施工検査時

(中略)

23-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 23-2 出来形管理基準及び規格値（重量計等取締機器設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
(中略)				
軸重計警告表示板	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	建築限界を満足すること 
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		
(中略)				

(中略)

23-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 23-3 品質管理基準及び規格値（重量計等取締機器設備工事）

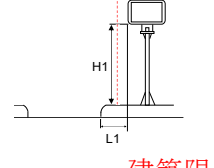
試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
軸重計 計測精度試験	(中略)			
	軸重計動荷重試験（走行試験）	試験車両（※）を、10,20,30,40 km/h を <b>原則</b> とする各速度で走行させ、各軸重量を2回測定する なお、試験速度については、現場の状況から安全に実施できる範囲とし、監督員と協議の上、決定する	総合精度内（±10% F.S.以内）	全機器
(中略)				

(中略)

23-4 出来形管理基準及び規格値

次の事項以外は、設計図書による。

表 23-2 出来形管理基準及び規格値（重量計等取締機器設備工事）

工種	測定項目	規格値	測定基準	測定場所
(中略)				
軸重計警告表示板	据付高さ H1	設計値 ±50 mm	全数を測定	建築限界を満足すること 
	据付位置 L1	設計値 ±30 mm		
(中略)				

(中略)

23-5 品質管理基準及び規格値

(中略)

表 23-3 品質管理基準及び規格値（重量計等取締機器設備工事）

試験区分	試験項目	試験方法	規格値	測定対象
軸重計 計測精度試験	(中略)			
	軸重計動荷重試験（走行試験）	試験車両（※）を、10,20,30,40 km/h を <b>基本</b> とする各速度で走行させ、各軸重量を2回測定する なお、試験速度については、現場の状況から安全に実施できる範囲とし、監督員と協議の上、決定する	総合精度内（±10% F.S.以内）	全機器
(中略)				

(中略)

別添資料1-1

◆施工前手続きに必要な申請・届出等リスト

※本リストは、工事において一般的に必要な申請・届出等に記載している。関係者へ確認を行い、必要な手続きを別途、別途行うこと。

申請・届出等の区分	申請・届出等の名称	申請・届出の主体	申請・届出の場所	申請・届出の時期	申請・届出の条件	関係法令等(注)の正式名称は別添1-2を参照)
①消防	工場建物の新築等工事	発注者	消防又は消防署長	着工10日前	消防法第17条の4第1項第1号	消防法第17条の4第1項第1号の3
	電気設備設置		消防長(消防隊長、消防署長)	設置工事開始日	消防法第17条の4第1項第2号	消防法第17条の4第1項第2号の3
②気象	架空電線路の届出	発注者	消防長(消防隊長、消防署長)	設置後30日以内	気象庁法第20条(1)第1項	気象庁法第20条第3項、気象庁法第20条の3
	気象観測施設の届出		気象庁	設置後30日以内	気象庁法第20条の3第1項	気象庁法第20条第3項、気象庁法第20条の3

別添資料1-1

◆施工前手続きに必要な申請・届出等リスト

※本リストは、工事において一般的に必要な申請・届出等に記載している。関係者へ確認を行い、必要な手続きを別途、別途行うこと。

申請・届出等の区分	申請・届出等の名称	申請・届出の主体	申請・届出の場所	申請・届出の時期	申請・届出の条件	関係法令等(注)の正式名称は別添1-2を参照)
①消防	工場建物の新築等工事	発注者	消防又は消防署長	着工10日前	消防法第17条の4第1項第1号	消防法第17条の4第1項第1号の3
	電気設備設置		消防長(消防隊長、消防署長)	設置工事開始日	消防法第17条の4第1項第2号	消防法第17条の4第1項第2号の3
②気象	架空電線路の届出	発注者	消防長(消防隊長、消防署長)	設置後30日以内	気象庁法第20条(1)第1項	気象庁法第20条第3項、気象庁法第20条の3
	気象観測施設の届出		気象庁	設置後30日以内	気象庁法第20条の3第1項	気象庁法第20条第3項、気象庁法第20条の3

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月	【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月	備考
<p>2-2-4 落下防止装置の設置記録</p>	<p>2-2-4 落下防止装置の設置記録</p>	

【現行】施設工事施工管理要領 令和4年7月		【改定】施設工事施工管理要領 令和6年7月		備考
落下防止装置の設置記録		落下防止装置の設置記録		
設置状況写真及び図面		設置状況写真及び図面		
位置図		位置図		
施工範囲	(例: ●●IC~●●IC、○○橋等、○○KP)	施工範囲	(例: ●●IC~●●IC、○○橋等、○○KP)	
対象物	(例: 標識、落下防護柵)	対象物	(例: 標識、落下防護柵)	
施工数量		施工数量		
施工完了年月日		施工完了年月日		
使用材用	(例: ワイヤロープφ●)	製造会社		
	(例: シャックル)	製造会社		
	(例: シンプル)	製造会社		
施工会社		ワイヤロープの余長	(測定値) mm (設計値) mm	
現場代理人		施工会社		
施工責任者		現場代理人		
		施工責任者		